

規制シート(様式)

190196101950001

2016/12/20

規制の名称	踏切道の改良の実施	所管府省	国土交通省
根拠法令等	踏切道改良促進法(昭和36年法律第195号)、踏切道改良促進法施行令、踏切道改良促進法施行規則	担当局課等及び作成責任者の役職・氏名	道路局路政課長 鎌原宜文 都市局街路交通施設課長 渡邊浩司 鉄道局施設課長 江口秀二
規制目的	踏切道の改良を促進することにより、交通事故の防止及び交通の円滑化に寄与することを目的とする。		
規制内容の概要	○国土交通大臣は、踏切道における交通量、踏切事故の発生状況その他の事情を考慮して踏切道改良促進法施行規則で定める基準に該当する踏切道のうち、平成28年度以降の5箇年間において踏切道改良基準に適合する改良の方法により改良することが必要と認められるものを指定する。 ○踏切道の指定を受けた鉄道事業者及び道路管理者は、平成28年度以降の5箇年間において、踏切道改良基準に適合する改良の方法により当該踏切道の改良を実施しなければならない。 ○踏切道の指定を受けた鉄道事業者及び道路管理者は、地方踏切道改良計画を提出した場合又は国踏切道改良計画を作成された場合においては、平成28年度以降の5箇年間にかかわらず、当該地方踏切道改良計画又は当該国踏切道改良計画に従い、当該踏切道の改良を実施しなければならない。	関連する予算	保安設備の整備による指定踏切道の改良に要する費用の補助(平成28年度予算:36億円の内数) 連続立体交差事業資金貸付金(平成28年度予算:25百万円)
規制の最近の改廃経緯	踏切道改良促進法施行規則で定める基準に該当する踏切道のうち、平成28年度以降の5箇年間において改良することが必要と認められるものについて、改良の方法を定めずに指定することに変更(平成28年法改正)	関連する政策評価結果	平成27年度政策評価(規制の事前評価) (http://www.mlit.go.jp/common/001117621.pdf)
規制を維持、改革又は新設する理由	昭和36年の踏切道改良促進法の制定以降、踏切道数が半減し、遮断機のない踏切も大幅に減少したが、踏切事故件数が依然として約1日に1件、約4日に1人死亡するペースで発生するなど、その安全確保が急務であることから、引き続き規制の維持が必要と考えられる。	規制の維持、改革又は新設の別	維持
(規制を改革する場合の改革の方向性)	—		
見直し条項	—		
次の見直し時期	平成33年度		